第三講　演習問題(3)

次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

後嵯峨法皇の、御熊野詣（みくまのまうで）ありける時、伊勢国の*夫（ぶ）の中に、本宮の音無河といふ所に、梅の花の盛りなりけるを見て、よみける。

　A　おとなしにさきはじめけるうめのはなにほはざりせばいかでしらまし

夫が歌には、いみじき秀歌なるべし。

この事、御下向の時、道にて自然（じねん）に聞こしめして、*北面の下臈（げらふ）に仰せて(1)召されにけり。北面の者、馬にてあちこち打ちめぐりて、「本宮にて、歌よみたりける夫は、いづれぞ」と問ふに、「これこそ、件（くだん）の夫にて候へ」と、そばにて人申しければ、「仰せなり。参るべし」と(2)言ひける、かへりごと、

　B　はなならばをりてぞひとのとふべきになりさがりたるみこそつらけれ

さて、(a)かへりごとにも及ばで、おめおめと馬より下りて、具して参りぬ。事の子細聞こしめされて、御感（ぎょかん）ありて、「何事

にても所望申せ」と仰せ下さる。「言ひ甲斐(がひ)なき身にて候へば、何事の所望か候ふべき」と、申し上げけれども、「(b)など分(ぶん)に随(したが)ふ所望なかるべき」と仰せければ、「母にて候ふ者を、養ふほどの御恩こそ、所望に候へ」と、申しければ、百姓なりけるを、かの*所帯の公事、*一向御免ありて、*永代を限りて、違乱あるまじき由の御下文(おんくだしぶみ)給はりて、(3)下りけるとぞ。(c)わりなき*勧賞(けんじやう)にこそ。百姓が子なりけれども、*児(ちご)だちにて、和歌の道心得たりけるとぞ、人申し侍りし。

（『沙石集』による）

*夫——労役のために徴発された人。
*北面の下臈——院の御所を守る下級武士。
*所帯の公事——税。
*一向御免——全て免除すること。
*永代を限りて——子々孫々に至るまで。
*勧賞——褒美。
*児だち——稚児として育てられた人。

問一 二重傍線部（1）（2）（3）の動作主（主語）を次のア〜オから選び、記号で答えなさい。

ア 法皇　イ 夫　ウ 北面の下臈　エ 人　オ 語り手（作者）

（1）＝　（2）＝　（3）＝

問二 傍線部（a）（b）を現代語訳しなさい。ただし（a）は、動作主（主語）と動作の対象とを補って訳すこと。

（a）＝

（b）＝

問三 Aの歌を、掛詞の意味を示しながら現代語訳しなさい。

問四　Ｂの歌について次の問いに答えなさい。

①　この歌には三か所に掛詞が使われています。すべて指摘しなさい。

②　①の掛詞をふまえて、この歌を詠んだ夫の心情を説明しなさい。

問五　傍線部（ｃ）は誰の、どのようなことに対する、どのような気持ちを表しているか、わかりやすく説明しなさい。

第三講

〔模範解答〕

問一　(1)ア　(2)ウ　(3)イ

問二　(a)北面の武士は人夫に返歌することもできないで、ふがいなく馬から下りて、人夫を連れて法皇のもとに参上した。

(b)どうして身の程に応じた望みがないだろうか、いや、あるはずだ。

問三　音無河で音も立てずに咲き始めた梅の花は、香りが匂わなかったならば、どうしてそこに咲いているとわかっただろうか、いや、わからなかっただろう。

問四　①「をり」に「(花を手)折り」と「(馬を)下り」、「なりさがり」に「(実が)生り下がり」と「(身分が)成り下がり」、「み」に「実」と「身」を掛けている。

②自分の身分が低いために、馬から下りない状態の北面の武士から話しかけられる我が身がつらいという心情。

問五　作者の、伊勢国の人夫がすばらしい歌を詠んだことにより、後嵯峨法皇から子々孫々まで税を全て免除されたことに対する、思いがけないほど大きい褒美だと驚く気持ち。

〔現代語訳〕

後嵯峨法皇が、御熊野詣をされたとき、伊勢国の人夫〔＝労役のために徴発された人〕の中に（いた人が）、本宮の音無河という所で、梅の花が満開であったのを見て、詠んだ（歌）。

おとなしに…＝音無河で音も立てずに咲き始めた梅の花は、香りが匂わなかったならば、どうして（そこに咲いていると）わかっただろうか、いや、わからなかっただろう。

人夫の歌にしては、すばらしい秀歌であるだろう。

このことを、（法皇が御熊野からの）お帰りのとき、道中で自然と聞きなさって、北面の武士（＝院の御所を守る下級武士）におっしゃって（その人夫を）呼び寄せなさった。北面の武士は、馬であちらこちらを回って、「本宮で、歌を詠んだ人夫は、どこだ」と尋ねると、「これが、その人夫でございます」と、傍らで人が申し上げたので、「ご命令である。参上せよ」と（北面の武士が）言った、その返事（として人夫が詠んだのは）、

はなならば…＝花であれば手折ってから人が話しかけるように、私が栄えていたならば馬から下りてあなたは私に話しかけるはずなのに、垂れ下がってなる実のように、落ちぶれた我が身が恨めしい。

そうして、（北面の武士は人夫に）返歌することもできないで、ふがいなく馬から下りて、（人夫を）連れて（法皇のもとに）参上した。（法皇は）事の経緯を聞きなさって、感心なさって、「どんなことでも望みを申せ」とおっしゃる。（人夫は）「取るに足りない身でございますので、どんな望みがございましょうか、いや、ございません」と、申し上げたが、（法皇が）「どうして身の程に応じた望みがないだろうか、いや、あるはずだ」とおっしゃったところ、（人夫は）「母でございます者を、養う程度の御恩恵が、望みでございます」と、申し上げたので、農民であったが、その税を、全て免除して、子々孫々に至るまで、違反してはならない旨の御下文を（人夫は法皇から）いただいて、（伊勢国へ）下ったということだ。とても素晴らしい褒美である。農民の子であったが、稚児として育てられた人で、和歌の道を心得ていたと、人が申しました。